

雲南市立図書館資料団体貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雲南市立図書館条例施行規則第7条の規定に基づき、公共施設、公共団体、その他の団体（以下「団体」という。）に対する図書館資料（以下「資料」という。）の貸し出しについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 資料の貸し出しを受けることのできる団体は、雲南市立図書館条例施行規則第7条2による各団体とする。

(団体の登録)

第3条 資料の貸し出しを受けようとする団体は、申請書に必要事項を明記し、当該団体の構成員名簿を添えて図書館に提出する。登録事項または構成員に変更があった場合は直ちに届けるものとする。

- 2 登録の有効期間は単年度とする。更新する場合は年度毎に申請書を提出しなければならない。
- 3 登録を行った団体に対しては、利用者カードを発行する。利用者カードはこれを図書館で預かる。

(貸出冊数及び貸出期間)

第4条 貸し出しは1回につき100冊までとし、貸出期間は4週間以内とする。原則として3月末には期限内であっても一度返却しなければならない。

(予約)

第5条 団体貸出の予約は受け付けない。団体貸出中の資料に個人の利用者から予約が入った場合は、期限内でも返却しなければならない。

(貸出の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸し出しを行わない。

- (1) 営利を目的として利用すると認められるとき。
- (2) 資料を滅失し、または損傷する恐れがあると認められるとき。
- (3) その他、館長が貸し出しを不相当と認める場合は、貸出の停止、制限または登録の取り消しを行うことができる。また、返却期日を過ぎた図書は、それを返却しない限り新たな図書を借りることはできない。

(賠償)

第7条 資料の貸し出しを受けた団体は、資料を破損し、または紛失したときは、館長が指示する方法により、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第8条 館長は、登録したすべての団体の利用状況について、場合によって報告を求めることがある。

付則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。